

第19号議案

品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

品川区子ども・子育て会議条例（平成25年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。
- (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務
- (3) 前2号のほか、子ども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

第3条各号列記以外の部分中「20人」を「25人」に改め、同条第1号中「法」を「支援法」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 子ども施策に関する事業に従事する者

第3条第3号中「子ども・子育て支援」を「子ども施策」に改める。

第7条中「子ども未来部保育課」を「子ども未来部子ども育成課」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に区長に委嘱された委員の任期は、品川区子ども・子育て会議条例第4条の規定にかかわらず、その委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(説明) 子ども・子育て会議の所掌事務に子ども施策に関する事務を追加するほか、会議の庶務を処理する課を変更する必要がある。